

松山市告示第137号

令和8年4月13日

松山市長 野志 克仁



塵芥処理手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条第1項の規定に基づき、下記の塵芥処理手数料の徴収について、委託契約の中で受託者に徴収委託を行ったので、松山市財務会計規則第53条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等の種類	指定をした日	委託の期間
大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号 荏原環境プラント株式会社 西日本支店 支店長 山内 秀洋	松山市南クリーンセンターで徴収する塵芥処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
松山市土居田町336番地1 水ingAM株式会社 四国営業所 所長 後藤 眞佐樹	松山市横谷埋立センターで徴収する塵芥処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで